

本巢市地域おこし協力隊（提案型）

募集要項

1. 募集の目的

本巢市は、岐阜県の南西部のほぼ中央から北端に位置し、樹齢 1500 年余を誇り日本三大桜のひとつに数えられる国の天然記念物「淡墨桜（うすずみざくら）」をはじめ、伝統芸能「真桑人形浄瑠璃」や「能郷の能・狂言」など豊かな自然と多くの文化財に恵まれています。県都岐阜市に隣接し、名古屋市にも比較的近いことから、製造業などの企業立地に加え、都市近郊型の農業が盛んであり、柿の王様といわれる「富有柿」やいちごは、全国でも有数の産地を形成しています。

一方で、全国的な少子高齢化の波は本市にも押し寄せており、地域おこし協力隊の活動拠点となる根尾地域及び外山（とやま）地域は、人口の流出、高齢化による担い手不足が顕著で、農林業生産活動のみならず、地域資源の保全や住民生活の維持など集落機能の弱体化が懸念されています。

そこで、本巢市地域おこし協力隊設置要綱（平成 24 年 4 月 24 日告示第 63 号、以下「要綱」という。）に基づき、本市の地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）として活躍する意思のある人材を地域外から受け入れ、その定住を図るとともに、本市への人の流入を促進し、地域を活性化するため、新たな視点・発想で本巢市を盛り上げてくれる隊員の募集を行います。

2. 主な活動内容

本市における地域協力活動の例は以下のとおりです（総務省の地域おこし協力隊推進要綱に準じます）。

- (1) 地域コミュニティの維持活動
- (2) 地域資源の発掘及び活用活動
- (3) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (4) 地域おこしの支援
- (5) 住民の生活支援
- (6) その他、地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するために必要な活動

3. 応募条件

(1) 応募資格（次の各号の要件を全て満たす方とします。）

- ① 3大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方
※総務省地域おこし協力隊の地域要件を満たす方
- ② 採用後、生活の拠点を本巢市に移すとともに本巢市に住民票を異動することができる方

- ③ 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる方
- ④ 任期終了後も本巢市に定住する意欲のある方
- ⑤ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方
- ⑥ 普通自動車運転免許を有している方、又は着任時まで取得予定の方
- ⑦ パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方

(2) 求める人物像

- ① 地方創生、地方活性化に関心がある方
- ② 地域住民や施設利用者と柔軟なコミュニケーションがとれる方
- ③ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方
- ④ 本巢市に定住してプロジェクトを継続する意思がある方
- ⑤ 起業や就業を目指し、本市とともに意欲的に取り組む意思がある方

4. 募集人数

2名

5. 主な活動地域

本巢市根尾地区、外山地区及び市内関係各所

6. 活動時間

- (1) 活動時間は1日7時間、週4日の活動を基本とします。
- (2) 活動日は原則、市役所開庁日を基本としますが、休日出勤及び時間外勤務は振替対応とします。

7. 雇用形態・期間等

- (1) 地域おこし協力隊員として市長が委嘱します（市との雇用関係はありません）。
- (2) 委嘱期間は、令和7年4月1日以降、委嘱の日から令和8年3月31日までを最初の期間とします。次年度以降の委嘱については活動状況や実績等を勘案し、委嘱期間を更新することができ、最長3年間とします。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (3) 委嘱日は、相談の上、決定します。
- (4) 隊員は、協力隊としての活動に支障がない範囲で、副業を認めます。（要相談）

8. 処遇・福利厚生等

- (1) 報 償 費 233,000 円／月

※支給時には、源泉所得税が控除されます。また、賞与、時間外手当、退職手当等は支給されません。

- (2) 活動費 住居の借上費、活動用車両の借上費及び燃料費、旅費、作業道具、消耗品等に要する経費、隊員の研修に要する経費などについては、予算の範囲内で支給します。
- (3) 福利厚生 市との雇用関係はないため、健康保険及び年金等については、個人負担で加入が必要です。また、公務災害の適用はないため、傷害保険は市で加入しますが、活動時の傷害のみが対象となります。
- (4) 住居 活動地域内において市が準備した賃貸住宅に自らが契約者となり入居していただきます。家賃は予算の範囲内で市が負担します。
- (5) その他 着任準備に要する費用（引越し費用等）や転居に要する費用、水道光熱費などの生活費、自治会費などは個人負担です。

9. 応募手続き等

(1) 募集期間

令和7年2月1日（土）から3月31日（月）まで【必着】

※募集期間中に応募のあった者から順次第1次選考（書類審査）を実施し、その合格者を対象に第2次選考（面接及びプレゼンテーション審査）を実施します。

(2) 応募方法

募集期間中に、下記提出書類を「12. 応募・問い合わせ先」まで郵送もしくはメールで提出してください。

(3) 提出書類

① 本業市地域おこし協力隊（提案型）応募用紙（指定様式）

② 住民票の写し

※1ヶ月以内のもの

※本籍・筆頭者、個人番号の記載は不要です。

③ 運転免許証の写し（表面・裏面）

※④ 地域おこし協力隊経験者であって、地域要件の特例の適用を受ける方は、「2年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ解職から1年以内であることが確認できる書類（委嘱状・解職状の写し等）」を提出してください。

10. 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類審査）

提出書類に基づき書類審査を行います。選考の結果は応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接及びプレゼンテーション審査）【オンライン可】

第1次選考合格者を対象に、面接及び事前に提出いただいた応募用紙に記載いただいた提案に基づくプレゼンテーション審査を行います。日時や会場等は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

(3) 第2次選考結果のお知らせ

選考結果が決定次第お知らせします。合格者（内定者）とは、着任に向けた協議

を行います。合格者は、着任後に移住したことが確認できる住民票の写しを提出してください。

11. その他

- (1) 募集要項、応募用紙等のデータは、市ホームページからダウンロードできます。
- (2) 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵送料等）は、応募者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 審査等の結果は公表しません。
- (4) 本募集は、本巣市地域おこし協力隊に関する予算の成立を前提に実施するものです。
- (5) 応募と委嘱日が年度をまたぐ場合、国の制度変更や本巣市地域おこし協力隊設置要項の見直しにより、活動時間や処遇・福利厚生等の一部が変更になる場合があります。

12. 応募・問い合わせ先

〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地
本巣市役所 企画部 企画広報課
TEL：058-323-5142
E-mail：kikakukouhou@city.motosu.lg.jp